業 務 仕 様 書

業　　務　　名	委託・請負	委託(請負)の期間	委託(請負)の内容
1 給水施設維持管理業務	委託	令和 8年 4月 1日 ～ 令和 9年 3月31日	仕様書参照
2 給水タンク清掃業務	〃	令和 8年 4月20日 ～ 令和 8年 5月31日	〃
3 電気工作物保安業務	〃	令和 8年 4月 1日 ～ 令和 9年 3月31日	〃
4 消防用設備等検査業務	〃	令和 8年 4月 1日 ～ 令和 9年 3月31日	〃
5 専用水道水質検査業務	〃	令和 8年 4月 1日 ～ 令和 9年 3月31日	〃
6 子どもの国機械警備業務	〃	令和 4年 4月 1日 ～ 令和 9年 3月31日	〃
7 遊具点検業務	〃	令和 8年 4月20日 ～ 令和 8年 9月30日	〃
8 清掃業務	〃	令和 8年 4月20日 ～ 令和 8年 7月31日	〃
9 障がい者用リフト点検業務	〃	令和 8年 4月20日 ～ 令和 8年 7月31日	〃
10 園内車両整理業務	〃	令和 8年 5月 3日～5月6日・ 令和 9年 2月上旬の1日間	〃
11 水遊び施設保守点検業務	〃	令和 8年 5月18日 ～ 令和 8年 9月30日	〃
12 樹木管理業務	〃	令和 8年 5月18日 ～ 令和 8年 6月30日	〃
13 草刈業務	〃	令和 8年 6月 1日 ～ 令和 8年 8月31日	〃
14 除雪業務	〃	令和 8年11月1日 ～ 令和 9年 3月31日	〃

委　託　契　約　書

一般財団法人北海道子どもの国協会（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）とは、業務の委託について次のとおり契約する。

（委託業務）
第1条　甲は、給水施設維持管理業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（処理の方法）
第2条　乙は、別紙の給水施設維持管理業務実施要領（以下「要領」という。）により委託業務処理しなければならない。
2　乙は、前項の要領に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

（委託期間）
第3条　委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（委託料）
第4条　甲は、委託業務に対する委託料として金　　円（うち 消費税額及び地方消費税の額　金　　円）を乙の業務実績に応じて支払うものとし、その内訳は別紙のとおりとする。
2　前項のほか、甲は給水施設に異常又は故障を認めて乙に臨時に点検を指示したときは、乙はその指示により点検しなければならないものとし、その場合の委託料は1時間当たり　金　　円（うち消費税額及び地方消費税の額　金　　円）を支払うものとする。

（委託料の請求及び支払い）
第5条　乙は、要領に規定する報告書を提出した後、速やかに当該月の業務実績に応じた委託料の請求を行うものとする。
2　甲は、前項の規定による適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。
3　甲は、その責めに帰すべき理由により前項の委託料の支払いが遅れたときは、当該未払金額につきその遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を支払わなければならない。
4　委託料の支払い場所は、一般財団法人北海道子どもの国協会出納員の勤務の場所とする。

（契約保証金）
第6条　契約保証金は、免除する。

（再委託等の禁止）
第7条　乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（業務担当員）
第8条　甲は、乙の、委託業務の処理について必要な連絡指導に当たる業務担当員を定め、乙に通知するものとする。業務担当員を変更した場合も、同様とする。

（従業員等）
第9条　乙は、委託業務を処理するために従業員を使用するときは、主任者を定め、当該主任者をして委託業務の処理について監督させなければならない。

2 乙は、前項の従業員を使用するとき及び主任者を定めたときは、速やかに、その氏名、年齢及び住所を甲に通知しなければならない。従業員又は主任者に異動があった場合も、同様とする。

（報告義務）

第10条 乙は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、直ちに甲又は業務担当員と協議しなければならない。

(1) 要領で定める方法以外の方法により委託業務を処理する必要があると認められるとき。

(2) 委託業務に付随して処理する必要があると認められる業務が生じたとき。

(3) 委託業務の処理につき、重大な事故が生じたとき。

2 乙は、前項各号に掲げる事実の処理が緊急を要するものである場合にあっては、当該処理をした後、遅滞なく、甲又は業務担当員にその処理経過及び結果等を報告するものとする。

（調査等）

第11条 甲は、委託業務の処理状況について、随時に、調査し、報告を求め、又は当該業務の処理につき適正な履行を求めることができる。

（契約の解除）

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) 委託業務の処理が著しく不適当であると明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由なしに甲との協議事項に従わないとき。

(3) その他その責めに帰すべき理由により、この契約に違反したとき。

2 甲は、甲と北海道とが北海道公の施設に係る指定の手続等に関する条例（平成16年北海道条例第89号）に基づく「北海道子どもの国・北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル砂川の管理に関する協定」を解除された場合は、この契約を解除できる。

3 甲は、第1項各号に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、甲は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、乙に通知しなければならない。

4 前項の規定による解除が月の中途で行われるときは、甲は、当該月における委託料を業務実績に応じ、第5条各項の規定に基づき乙に支払うものとする。

5 乙は、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、乙は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、甲に通知しなければならない。

（甲の契約解除権）

第13条 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第48条第4項、第49条第2項、第53条の3、第54条又は第54条の2第1項に規定する審決（同法第54条第3項による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。）を受け、かつ、該当審決の取消しの訴えを独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。

(2) 乙が、独占禁止法第48条の2第1項の規定により課徴金の納付を命じられ、かつ、同条第5項に規定する期間内に同項の審判手続きの開始を請求しなかったとき。

(3) 乙が独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は第198条に規定する刑が確定したとき。

(5) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号） 第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、甲が受託者に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(損害賠償)

第14条 第12条第1項の規定により契約が解除されたときは、乙は、第4条に規定する委託料総額の10分の1に相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。

2 乙は、第12条第2項の規定により契約を解除された場合に生ずる一切の損害の賠償を請求しないものとする。

3 第12条第3項又は同条第5項の規定により契約を解除した場合において、契約の相手方に損害を与えたときは、甲又は乙は、その損害を賠償しなければならない。

4 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

5 前2項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。

6 委託業務の処理に関し第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

(不正行為に伴う賠償金)

第15条 乙は、この契約に関して、第13条各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として第4条に規定する委託料総額の10分の1に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号からから第3号までに掲げる場合において、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りではない。

2 甲は、実際に生じた損害の額が前項の委託料総額の10分の1に相当する額を超えるときは、乙に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

3 前2項の規定は、この契約期間の終了後においても適用があるものとする。

(秘密の保持)

第16条 乙及びその使用する者は、委託業務の処理に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(管轄裁判所)

第17条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(契約に定めのない事項)

第18条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、契約書を作成し、甲が保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　　一般財団法人北海道子どもの国協会
理事長　善　岡　雅　文

乙

委 託 料 業 務 別 内 訳

(円)

区　　分	単位	予定数量	単価
給水施設点検	回	12回	
水道法に基づく検便検査料	回	2回	

※金額には消費税等は含まれていません。

給水施設維持管理業務実施要領

1 給水施設維持管理業務対象施設(別添図面参照)

(1) 第1受水槽 (貯水量 30トン)

(2) 高置水槽 (貯水量 15トン)

2 定期点検

(1) 毎月下旬に点検を実施すること。ただし、4月又は5月のいずれかの点検日については、給水タンクの清掃日に合わせるため、甲が特別に点検実施日を指示する。

(2) 点検の項目は、次のとおりとし、対象施設により点検の項目は異なるものとする。

① 建物の異常・ポンプ室内(気温、湿度、水量)の点検

② 電動機点検項目～電流、異音、異常な振動、軸受温度、カッシリング磨耗

③ 送水ポンプ点検項目～異常音、異常な振動、軸受温度、グランド押え、送水圧、室内配管状態バルブの開閉状態、フード弁の作動

④ 電気系統点検項目～配電盤の異常はないか、手動自動の切り替えはよいか、電動ポンプは正常か、照明設備は正常か、配線は正常か。

⑤ 消毒点検項目～薬注機は正常か、均等に注入されているか、薬は確保されているか。

⑥ タンク点検項目～タンク本体の状況、点検蓋の状況、タンク内の沈殿物の状況

⑦ 自動警報装置点検項目～異常音はないか。

⑧ 残留塩素濃度点検項目～測定値を記入すること。

⑨ 量水器～毎月の上水使用量を記入すること。

3 臨時点検

甲の指示により、異常又は故障した場所の点検及び調整を行うこと。

4 水道法に基づく検便

乙は、契約書第8条の規定により甲に通知した乙の業務従事者に対し、水道法に基づく検便検査を北海道滝川保健所に依頼して4月及び10月に実施し、その結果報告書を甲に提出しなければならない。

5 提出及び報告義務

乙は、各点検を実施後は、別記第1号様式又は別記第2号様式により1週間以内に、甲に提出すること。

6 その他

この要領に定めのない事項は、必要に応じ、甲乙協議の上定めるものとする。

給水施設維持管理業務対象施設位置図

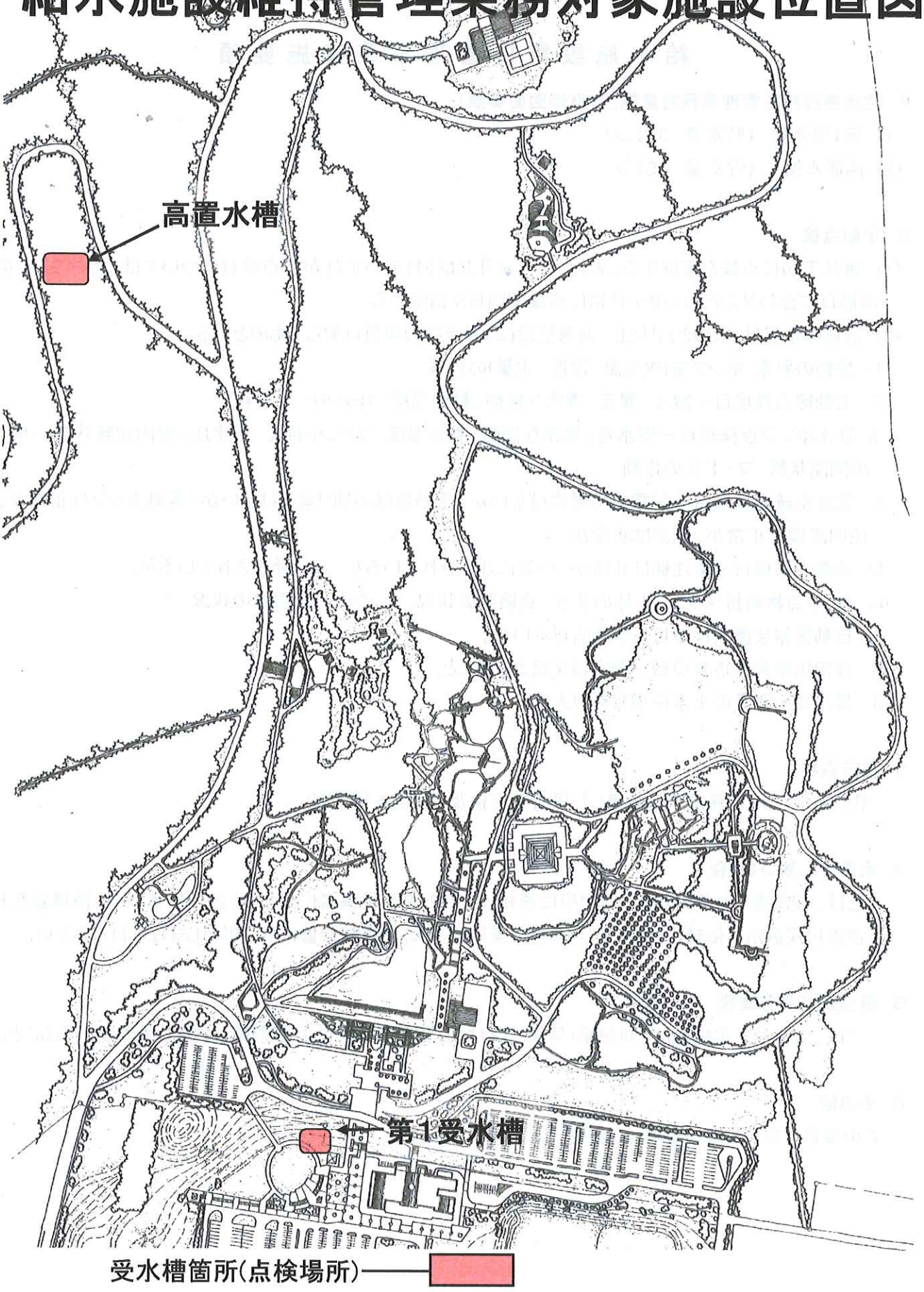

別記第1号様式

給水施設維持管理点検実施記録　（　　月分）

点検実施日　令和　年　月　日　曜日							
点検対象	点検内容	第1受水槽	高置水槽	点検対象	点検内容	第1受水槽	高置水槽
建築物	異常はないか			電気系統	配電盤に異常はないか		
気　温	測定	℃	℃		手動自動の切替はよいか		
湿　度	測定	%	%		電動ポンプは正常か		
水　量	水槽内水量				照明設備は正常か		
電動機	電流	A			配線は正常か		
	異音、異常な振動			滅菌機	注液機は正常か		
	軸受温度				均等に注入されているか		
	カッシリング磨耗				液は十分確保されているか		
送水ポンプ	異音、異常な振動			タンク	タンク本体の状態		
	軸受温度				タンク内沈殿物の状況		
	グランド押え				点検蓋の状態		
	送水圧	K		自動警報装置	異常はないか		
	室内配管状態			残留塩素濃度	測定	ppm	ppm
	バルブ開閉状態			備考			
	フード弁の作動						
量水器		前回検針値　　m^3 － 今回検針値　　m^3 ＝ 使用量　　m^3					
滅菌液量		滅菌液タンク量　　ℓ					

令和　　年　　月　　日

実施業者名

㊞

別記第2号様式

給水施設維持管理業務臨時点検結果報告書

実 施 日　令和　年　月　日
実施業者名

㊞

点検施設名
施設の不具合状況
処理の状況
点検時間 午前･午後　時　分から　時　分まで 〔実働時間　時間　分〕
点検依頼者確認欄 通報日時　令和　年　月　日　午前･午後　時　分 通　報　者　一般財団法人北海道子どもの国協会職員　氏名　㊞
点検結果確認者欄 一般財団法人北海道子どもの国協会職員　氏名　㊞

委　託　契　約　書

一般財団法人北海道子どもの国協会（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）とは、業務の委託について次のとおり契約する。

（委託業務）
第1条　甲は、給水タンク清掃業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（処理の方法）
第2条　乙は、別紙の給水タンク清掃業務実施要領（以下「要領」という。）により委託業務処理しなければならない。
2　乙は、前項の要領に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

（委託期間）
第3条　委託期間は、令和8年4月20日～令和8年5月31日までとする。

（委託料）
第4条　甲は、委託業務に対する委託料として金　　円（うち消費税及び地方消費税の額（以下「消費税等」という。）金　　円）を、乙に支払うものとする。

（委託料の請求及び支払い）
第5条　乙は、要領に規定する報告書を提出した後、速やかに当該月の業務実績に応じた委託料の請求を行うものとする。
2　甲は、前項の規定による適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。
3　甲は、その責めに帰すべき理由により前項の委託料の支払いが遅れたときは、当該未払金額につきその遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を支払わなければならない。
4　委託料の支払い場所は、一般財団法人北海道子どもの国協会出納員の勤務の場所とする。

（契約保証金）
第6条　契約保証金は、免除する。

（再委託等の禁止）
第7条　乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（業務担当員）
第8条　甲は、乙の、委託業務の処理について必要な連絡指導に当たる業務担当員及びその不在の場合の代務者を定め、乙に通知するものとする。業務担当員又は代務者を変更した場合も、同様とする。

（業務処理責任者等）
第9条　乙は、委託業務の処理について業務処理責任者及び業務担当技術者を定め、甲に通知するものとする。業務処理責任者又は業務担当技術者を変更した場合も、同様とする。
2　業務処理責任者と業務担当技術者とは、これを兼ねることができるものとする。

（業務処理責任者等の変更請求等）

第10条　甲は、業務処理責任者又は業務担当技術者が、委託業務の処理上著しく不適当と認められるときは、その理由を付した書面により、乙に対し、その変更を請求することができる。

2　乙は、前項の請求があったときは、その日から起算して10日以内に必要な措置を講じ、その結果を甲に通知しなければならない。

（報告義務）

第11条　乙は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、直ちに甲又は業務担当員と協議しなければならない。

（1）　要領で定める方法以外の方法により委託業務を処理する必要があると認められるとき。

（2）　委託業務に付随して処理する必要があると認められる業務が生じたとき。

（3）　委託業務の処理につき、重大な事故が生じたとき。

2　乙は、前項各号に掲げる事実の処理が緊急を要するものである場合にあっては、当該処理をした後、遅滞なく、甲又は業務担当員にその処理経過及び結果等を報告するものとする。

（調査等）

第12条　甲は、委託業務の処理状況について、随時に、調査し、報告を求め、又は当該業務の処理につき適正な履行を求めることができる。

（契約の解除）

第13条　甲は、乙が次の各号のいずれか該当したときは、この契約を解除することができる。

（1）　委託業務の処理が著しく不適当であると明らかに認められるとき。

（2）　正当な理由なしに甲との協議に従わないとき。

（3）　その他その責めに帰すべき理由により、この契約に違反したとき。

2　甲は、甲と北海道とが北海道公の施設に係る指定の手続等に関する条例（平成16年北海道条例第89号）に基づく「北海道子どもの国・北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル砂川の管理に関する協定」を解除された場合は、この契約を解除できる。

3　甲は、第1項各号に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、甲は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、乙に通知しなければならない。

4　前項の規定による解除が月の中途で行われるときは、甲は、当該月における委託料を業務実績に応じ、第4条第2項の規定により、乙に支払うものとする。

5　乙は、甲の責めに帰すべき理由によりこの契約を履行することができないと認められるときは、この契約を解除することができる。

第13条の2　甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

（1）　乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第48条第4項、第49条第2項、第53条の3、第54条又は第54条の2第1項に規定する審決（同法第54条第3項による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。）を受け、かつ、該当審決の取消しの訴えを独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。

（2）　乙が、独占禁止法第48条の2第1項の規定により課徴金の納付を命じられ、かつ、同条第5項に規定する期間内に同項の審判手続きの開始を請求しなかったとき。

（3）　乙が独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

（4）　乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は第198条に規定する刑が確定したとき。

(5) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、甲が受託者に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(損害賠償)

第14条 第13条第1項の規定により契約が解除されたときは、乙は、委託料の額の10分の1に相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。

2 乙は、第13条第2項の規定により契約を解除された場合に生ずる一切の損害の賠償を請求しないものとする。

3 第13条第3項又は第4項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害があるときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。

4 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

5 前2項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。

6 乙は、委託業務の処理に関し第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

第14条の2 乙は、この契約に関して、第13条の2各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として委託料総額の10分の1に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第3号までに掲げる場合において、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りではない。

2 甲は、実際に生じた損害の額が前項の委託料総額の10分の1に相当する額を超えるときは、乙に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

3 前2項の規定は、この契約の履行した後においても適用があるものとする。

(相殺)

第15条 甲は、乙に対して金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する委託料請求権その他の債権と相殺することができる。

(秘密の保持)

第16条 乙は、委託業務の処理に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2　乙は、その使用する者が委託業務の処理に関し知り得た秘密を他に漏らさないようにしなければならない。

（管轄裁判所）

第17条　この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

（契約に定めのない事項）

第18条　この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、契約書を作成し、甲が保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　一般財団法人北海道子どもの国協会
理事長　善岡雅文

乙

給水タンク清掃業務仕様書

1 名称及び位置、容量 （別添図面）
(1) 第1受水槽　　総容量44ﾄﾝ　（貯水量 30ﾄﾝ）
(2) 高置水槽　　総容量24ﾄﾝ　（貯水量 15ﾄﾝ）

2 業務内容
(1) 各タンクの水を全部排出し、受水槽内壁洗浄剤にて内壁部分全面の汚物、不純物を水洗清掃すること。
(2) フードバルブ、パイプ類及び電極棒等のネジの締め付け、不純物の除去、清掃を行うこと。
(3) 水槽清掃後は、普通水道水にてよく水洗をして薬品溶液を完全に除去し、汚水を完全に排出すること。
(4) 排水後、水道水を入れること。
(5) 清掃中又は清掃後に水槽内への不純物等の混入防止に細心の注意を払うこと。

3 報告義務
業務終了後は速やかに作業前後の写真を添付の上、実施報告書を甲に提出すること。

4 その他
(1) 工程及び日程等について業務担当員と協議上実施すること。
(2) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じ業務担当員と協議すること。

給水タンク清掃業務対象施設位置図

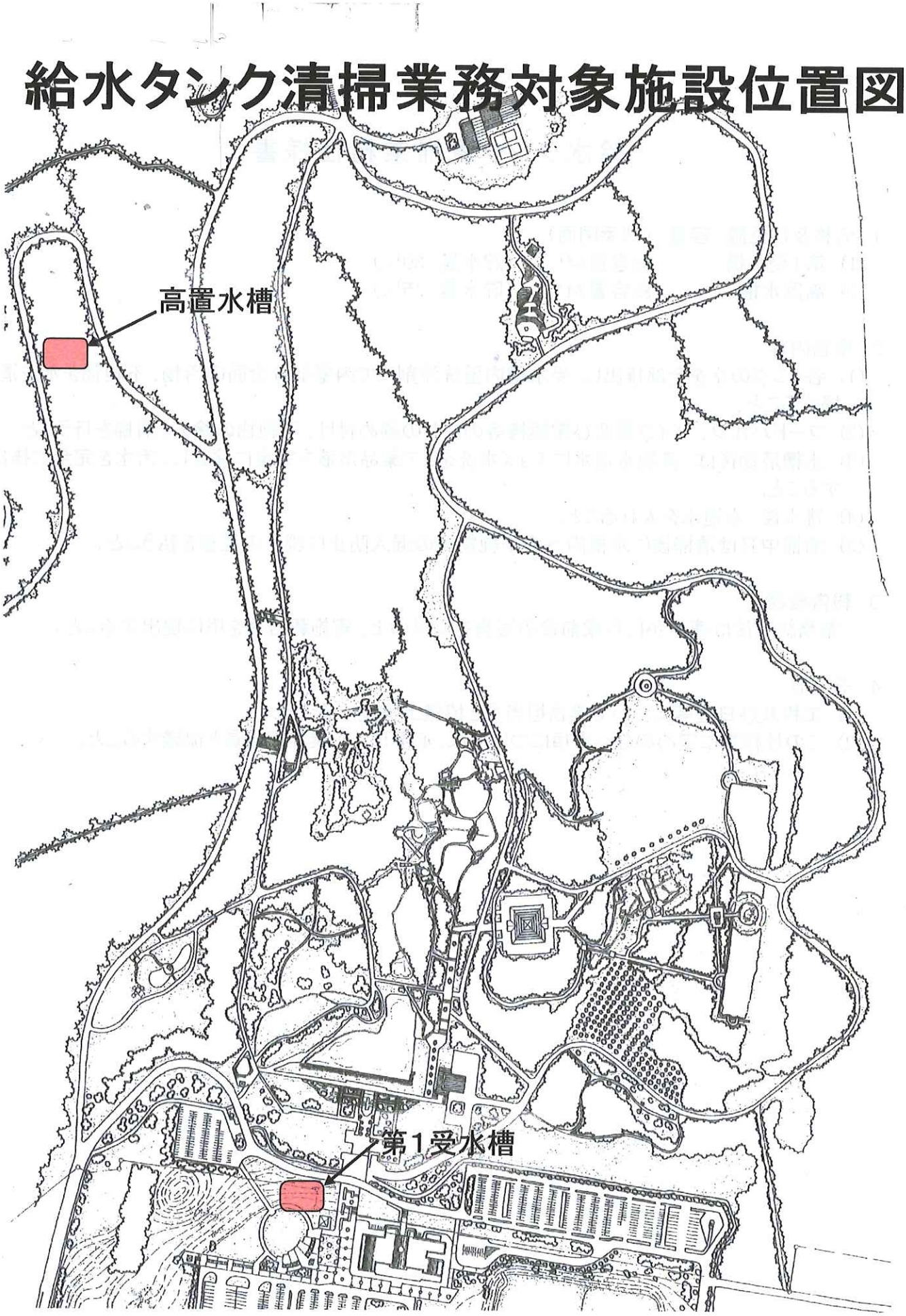

給水タンク清掃実施結果報告書

実　施　日　　令和　　年　　月　　日
実施業者名　　㊞

点検施設名
給水タンクの現況
清掃の状況
清掃時間 午前･午後　　時　　分から　　時　　分まで 〔実働時間　　時間　　分〕
清掃依頼者確認欄 日　　時　　令和　　年　　月　　日　　午前・午後　　時　　分 依頼者確認　　一般財団法人北海道子どもの国協会職員　氏名　　㊞
清掃結果確認者欄 一般財団法人北海道子どもの国協会職員　　氏名　　㊞

電気工作物保安業務委託契約書

一般財団法人北海道子どもの国協会（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）とは、業務の委託について次のとおり契約する。

（委託業務）

第1条　甲は、その設置する設備容量475kVAの自家用電気工作物及び39kVAの予備発電装置（以下「電気工作物」という。）に係わる保安管理業務（以下「委託業務」という。）の処理を甲の定める保安規程に基づき乙に委託し、乙はこれを受託する。

（委託業務の内容）

第2条　この契約に基づき乙が処理すべき委託業務の内容は、次の各号に掲げる業務とする。

(1) 月次点検　隔月1回偶数月とする（別紙1絶縁監視装置運用による）
(2) 年次点検　年1回
(3) 臨時点検
(4) 不良箇所の改修指導及び助言
(5) 事故発生時の処置等及び必要に応じてする事故発生後の精密点検
(6) 関係官庁が行う検査の立会
(7) 工事中点検
(8) 業務の対象外である点検及び測定試験を甲が行う場合の指導および助言

（処理の方法）

第3条　乙は、前条に定める業務を次の基準により実施するものとする。

(1) 月次点検は、運転中の電気工作物につき隔月1回行うこと。
(2) 年次点検は、電気工作物の運転を停止して年1回行うこと。
(3) 臨時点検は、異常が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要に応じてその都度行うこと。
(4) 不良箇所の改修指導及び助言は、その都度、書面をもって行うこと。
(5) 工事中点検は、電気工作物の設置、改造等の期間中毎週1回行うこと。
(6) 業務の対象外である点検及び測定試験を甲が行う場合の指導及び助言は、甲が提示した当該結果の記録に基づき行うこと。
(7) 各点検等の内容及びその特記事項等は別紙2のとおりとする。

（委託期間）

第4条　委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（委託料）

第5条　甲は、委託業務に対する委託料として金　　円（うち消費税額及び地方消費税の額金　　円）（月額金　　円(子どもの国事業費負担分　　円･ネイパル砂川事業費負担分　　円)）を乙に支払うものとする。

2　工事中点検に係る委託料は、甲乙協議して別に定めるものとする。

（契約保証金）

第6条　契約保証金は、免除する。

（権利義務の譲渡等）

第7条　乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）
第8条　乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（業務担当員）
第9条　甲は、乙の委託業務の処理について必要な連絡指導及び災害、事故その他非常の場合の連絡にあたる業務担当員を定め、乙に通知するものとする。業務担当を変更した場合も、同様とする。
2　甲の業務担当員に事故ある場合は、代務者を定め、乙に通知するものとする。

（相互協力義務）
第10条　甲は、乙が行う委託業務の実施について協力するものとし、乙は、委託業務を誠実に行うものとする。

（業務処理責任者及び保安業務担当者等）
第11条　乙は、委託業務の処理について、業務処理責任者並びに保安業務担当者及び保安業務従事者を定め、甲に書面で通知するものとし、甲はその内容を確認するものとする。業務処理責任者又は保安業務担当者若しくは保安業務従事者を変更した場合も、同様とする。
2　保安業務担当者及び保安業務従事者は、電気事業法施行規則に適合する者をあてるものとする。
3　業務処理責任者と保安業務担当者とは、これを兼ねることができるものとする。
4　乙は、緊急の場合における乙の執務時間内及び執務時間外の連絡方法を定め、甲に書面で通知するものとする。

（業務処理責任者等の変更請求等）
第12条　甲は、業務処理責任者又は保安業務担当者若しくは保安業務従事者が、委託業務の処理上著しく不適当と認められるときは、その理由を付した書面により、乙に対し、その変更を請求することができる。
2　乙は、前項の請求があったときは、その日から10日以内に必要な措置を講じ、その結果を甲に通知しなければならない。

（点検等の結果の通知及び記録の保存）
第13条　乙は、電気工作物について点検等を行ったときは、その結果を書面により、その都度甲に通知するものとする。
2　前項の書面は、甲、乙双方で保存するものとする。

（委託料の請求及び支払）
第14条　乙は、甲に対し、毎月、前月分の委託料の支払いの請求をするものとする。
2　甲は、点検の確認をして前項の規定による適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に前月分の委託料を支払うものとする。
3　甲は、その責めに帰すべき理由により前項の委託料の支払いが遅れたときは、当該未払金額につきその遅延日数に応じ、年2．5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。
4　委託料の支払場所は、一般財団法人北海道子どもの国協会出納員の勤務の場所とする。

（契約の解除）
第15条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。
(1)　委託業務の処理が著しく不適当であると明らかに認められるとき。
(2)　その責めに帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。
(3)　次項に規定する理由によらないで契約解除の申し出をしたとき。
2　乙は、甲の責めに帰すべき理由によりこの契約を履行することができないと認められるときは、この契約を解除することができる。

3　甲は、甲と北海道並びに北海道教育委員会とが北海道公の施設に係る指定の手続等に関する条例（平成16年北海道条例第89号）に基づく「北海道子どもの国・北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル砂川の管理に関する協定」を解除された場合は、この契約を解除することができる。

第15条の2　甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(1)　乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、かつ、当該排除措置命令が同条第7項又は独占禁止法第52条第5項の規定により確定したとき。

(2)　乙が独占禁止法第50条第1項に規定する課徴金（以下「課徴金」という。）の納付命令（以下「納付命令という。」の納付命令を受け、かつ、当該納付命令が同条第5項又は独占禁止法第52条第5項の規定により確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。

に規定する審決（同法第54条第3項による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。）を受け、かつ、該当審決の取消しの訴えを独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。

(3)　乙が、独占禁止法第66条に規定する審決（同条第3項の規定による原処分の全部を取り消す審決を除く。）を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。

(4)　乙が独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(5)　排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われ、かつ、各名あて人に対する命令すべてが確定した場合（独占禁止法第49条第7項、第50条第5項若しくは第52条第5項の規定により確定した場合（当該確定した納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）若しくは独占禁止法第66条に規定する審決（同条第3項の規定による原処分の全部を取り消す審決を除く。）を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかった場合又は同項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において当該訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。次号において「確定した場合」という。）における当該命令をいう。）において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(6)　排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙に対して行われたときは乙に対する命令で確定した場合における当該命令を、これらの命令が乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは各名あて人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。）により、乙が独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示され場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定した場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為に実行期間（独占禁止法第7条の2第1項に規定する実行期間をいう。）を除く。）に見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかである時を除く。）。

(7)　乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は若第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条に規定する刑が確定したとき。

（損害賠償）

第16条　第15条第1項の規定により契約が解除されたときは、乙は、委託料の額の100分の10に相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。

2　第15条第2項の規定により契約が解除された場合において、乙に損害があるときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。

3　乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

4　前2項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。
5　乙は、委託業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。
6　乙は、第15条第3項の規定により契約を解除された場合に生ずる一切の損害の賠償を請求しないものとする。

第16条の2　乙は、この契約に関して、第15条の2各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として委託料の額の10分の2に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号からから第6号までに掲げる場合において、排除措置命令、納付命令又は審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号規定するものであるとき又は同項第6号に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りではない。
2　甲は、実際に生じた損害の額が前項の委託料総額の10分の2に相当する額を超えるときは、乙に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。
3　前2項の規定は、この契約を履行した後においても適用があるものとする。

(相殺)

第17条　甲は、乙に対して金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する委託料請求権その他の債権と相殺することができる。

(業務の対象外)

第18条　第2条第8号及び第3条第6号に規定する業務の対象外は、次のとおりとする。
(1)　取扱が法令による電気主任技術者以外の特定の資格を要する漏電火災警報器、昇降機及び昇降路内の設備等
(2)　取扱が特殊な専門技術を要するオートメーション化された工作機械、発電設備のうち原動機及び付属装置等
(3)　点検時に電気工作物の設置場所に配置されていない移動用機器等
(4)　構造上内部点検ができない密閉型、防爆構造の機器等
(5)　点検時に著しい危険が伴う有毒ガス発生個所、酸欠個所等に設置された機器等
(6)　高所又は点検できない隠蔽場所に設置された配線及び機器等
(7)　業務上の都合等甲の事由で、乙が立ち入りできない場所に設置された機器等

(契約の失効)

第19条　この契約は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その効力を失うものとする。
(1)　電気工作物が廃止されたとき。
(2)　電気工作物について電気事業法施行規則(昭和40年通商産業省令第51号)第52条第2項の承認を取り消されたとき。
(3)　電気工作物が一般電気工作物となったとき。
(4)　需要設備の受電電圧が7000ボルトを超えるものとなった場合
(5)　構外にわたる配電線路の電圧が600ボルトを超えるものとなった場合
2　前項の規定によりこの契約がその効力を失った場合においては、甲及び乙は、相互に損害賠償の請求をしないものとする。

(秘密の保持)

第20条　乙は、委託業務の処理に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
2　乙は、その使用する者が委託業務の処理に関し知り得た秘密を他に漏らさないようにしなければならない。

（管轄裁判所）
第21条　この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

（契約に定めのない事項）
第22条　この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　一般財団法人北海道子どもの国協会
理事長　善岡雅文

乙

別紙１

絶縁監視装置の運用

甲の事業所に設置する絶縁監視装置による監視業務について、次のとおり運用処理するものとする。

１　絶縁監視装置の設備等

(1)　乙は、甲の低圧電気工作物の絶縁状態を監視する装置（以下「絶縁監視装置」（自動通報方式）という。）を設置して常時監視するものとする。

(2)　甲は、乙が絶縁監視装置を設置する場所の提供、電話回線など既存の施設の利用について便宜を供するものとする。

(3)　絶縁監視装置及びその設置又は撤去工事要する費用は乙の負担によるものとする。

(4)　絶縁監視装置の保守は乙が行うものとしその費用は乙が負担するものとする。

(5)　甲は、乙の絶縁監視装置の取り外し又は移設、修理は行わないものとする。

(6)　絶縁監視装置の警報を甲の加入電話回線を利用して、乙の事業所に自動通報する場合の電話料は、甲の負担とする。

２　警報受信時の応動体制

乙は、絶縁監視装置、警報を自動受信した場合は、甲の事業所に連絡し、当該電気工作物の使用状態を確かめるとともに、必要に応じ点検を行うものとする。

３　契約の解除

次の各号のいずれかに該当する場合は、甲、乙協議のうえ契約期間内でもこの契約を解除することができるものとする。

(1)　資源エネルギー庁の通達の「維持及び運用が比較的容易な電気工作物の要件」を満たさなくなった場合。

(2)　甲の電気工作物が未改修により絶縁不良が継続する場等、絶縁監視装置による監視が不能となった場合。

点検内容及び特記事項

① 月次点検を、次のイからハまでに掲げる要件に従って行うこと。

イ 外観点検を、(イ)に掲げる項目について、(ロ)に掲げる設備等を対象として行う。

(イ) 点検項目

(a) 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無

(b) 電線と他物との離隔距離の適否

(c) 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無

(d) 接地線等の保安装置の取付け状態

(ロ) 対象設備等

(a) 引込設備(区分開閉器、引込線、支持物、ケーブル等)

(b) 受電設備(断路器、電力用ヒューズ、遮断器、高圧負荷開閉器、変圧器、コンデンサ及びリアクトル、避雷器、計器用変成器、母線等)

(c) 受・配電盤

(d) 接地工事(接地線、保護管等)

(e) 構造物(受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等)・配電設備

(f) 発電設備(原動機、発電機、始動装置等)

(g) 蓄電池設備

(h) 負荷設備(配線、配線器具、低圧機器等)

ロ 次の(イ)及び(ロ)までに掲げる項目の確認のため、当該各項目に定める測定を行う。

(イ) 電圧値の適否及び過負荷等

電圧、負荷電流測定

(ロ) 低圧回路の絶縁状態

B種接地工事の接地線に流れる漏えい電流測定

ハ 上記②イ及びロの点検のほか、設置者及びその従事者に、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には、電気管理技術者等としての観点から点検を行う。

② 年次点検を、月次点検に係る①の要件に加え、次のイ及びロに掲げる要件に従って行うこと。

イ 1年に1回以上行う。(ただし、信頼性が高く、かつ、下記②ロの各号と同等と認められる点検が1年に1回以上行われている機器については、停電により設備を停止状態にして行う点検を3年に1回以上とすることができる。)

ロ 次の(イ)から(ホ)までに掲げる項目の確認その他必要に応じた測定・試験を行う。

(イ) 低圧電路の絶縁抵抗が電気設備に関する技術基準を定める省令第58条に規定された値以上であること並びに高圧電路が大地及び他の電路と絶縁されていること。

(ロ) 接地抵抗値が電気設備の技術基準の解釈第19条に規定された値以下であること。

(ハ) 保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動動作試験の結果が正常であること。

(ニ) 非常用予備発電装置が商用電源停電時に自動的に起動し、送電後停止すること並びに非常用予備発電装置の発電電圧及び発電電圧周波数(回転数)が正常であること。

(ホ) 蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度等が正常であること。

③ 工事期間中は、上記①イに定める外観点検を行い、自家用電気工作物の施工状況及び技術基準への適合状況の確認を行うこと。

④ 低圧電路の絶縁状況の適確な監視が可能な装置を有する需要設備については、警報発生時(警報動作電流(設定の上限値は50ミリアンペアとする。)以上の漏えい電流が発生している旨の警報(以下「漏えい警報」という。)を連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合をいう。以下同じ。)に、次のイ及びロに掲げる処置を行うこと。

イ 電気管理技術者等が、警報発生の原因を調査し、適切な措置を行う。

ロ 電気管理技術者等が、警報発生時の受信の記録を3年間保存する。

⑤ 事故・故障発生時に、次のイからニまでに掲げる処置を行うこと。

イ 事故・故障の発生や発生するおそれの連絡を設置者又はその従業者から受けた場合は、電気管理技術者等が、現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行う。

ロ 電気管理技術者等が、事故・故障の状況に応じて、臨時点検を行う。

ハ 事故・故障の原因が判明した場合は、電気管理技術者等が、同様の事故・故障を再発させないための対策について、設置者に指示又は助言を行う。

ニ 電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、電気管理技術者等が、設置者に対し、事故報告するよう指示を行う。

⑥ 外部委託に係る自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の確保を、次のイからホまでに掲げる基本原則に従って行うこと。

イ 電気管理技術者又は保安業務担当者等(以下「電気管理技術者等」という。)が、保安規程に基づき、保安管理業務を自ら実施する。ただし、次の(イ)から(ニ)までに掲げる自家用電気工作物であって、電気管理技術者等の監督の下で点検が行われ、かつ、その記録が電気管理技術者等により確認されているものに係る保安管理業務については、この限りでない。

(イ) 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物(例えば、次の(a)から(e)までのいずれかに該当する自家用電気工作物)

(a) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備

(b) 消防法(昭和23年法律第186号)第17条の3の3の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等

(c) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械

(d) 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器(医療用機器、オートメーション化された工作機械群等)

(e) 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器(密閉型防爆構造機器等)

(ロ)設置場所の特殊性のため、電気管理技術者等が点検を行うことが困難な自家用電気工作物(例えば、次の(a)から(e)までのいずれかの場所に設置される自家用電気工作物)

(a) 立入に危険を伴う場所(酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等)

(b) 情報管理のため立入が制限される場所(機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等)

(c) 衛生管理のため立入が制限される場所(手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等)

(d) 機密管理のため立入が制限される場所(独居房等)

(e) 立入に専門家による特殊な作業を要する場所(密閉場所等)

(ハ) 事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物

(ニ) 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

ロ 設置者が、事業場において保安管理業務を行う者と面接等を行い、その者が委託契約書に明記された電気管理技術者等であることを確認する。このため、電気管理技術者等が、事業場における保安管理業務を行う際に、その身分を示す証明書により、自らが委託契約書に記された電気管理技術者等であることを設置者に対して明らかにする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

ハ 設置者が、保安管理業務の結果について電気管理技術者等から報告を受け、その記録(当該業務を実施した電気管理技術者等の氏名を含む。)を確認及び保存する。

ニ 電気管理技術者等が、自家用電気工作物の技術基準への適合状況を確認するため、設置、改造等の工事期間中(以下単に「工事期間中」という。)の点検、月次点検(規則第53条第2項第5号に基づき委託契約書に頻度を定める点検であって、設備が運転中の状態において行うものをいう。以下同じ。)及び年次点検(主として停電により設備を停止状態にして行う点検をいう。以下同じ。)を行う。

ホ 電気管理技術者等が、工事期間中の点検、月次点検又は年次点検の結果から、技術基準への不適合又は不適合のおそれがあると判断した場合は、修理、改造等を設置者に指示又は助言する。

年　月　日

電気工作物の点検結果報告書
＜月次点検／需要設備＞

様

一般財団法人　北海道電気保安協会
滝川事業所
TEL　0125-22-2050
FAX　0125-23-6132

ご確認	

いつも当協会をご愛顧くださいましてありがとうございます。
本日、月次点検を実施しましたのでご報告いたします。

お客さま番号		お立会者			
事業場名称					
点検年月日	年　月　日（　）	点検時間	時　分～　時　分	天候	
需要設備容量	kVA　受電電圧	V	予備発総容量	定格電圧	
作業責任者		作業者			

点検結果　　○：良好　△：更新推奨　×：不適合、推奨

点検箇所	引込設備			受電設備																				配電設備
	引込線路	負荷開閉器	高圧キャビネット	断路器	高圧カットアウト 負荷開閉器・	遮断器	計器用変成器	零相変流器	変圧器	進相用コンデンサ	直列リアクトル	避雷器	高圧母線等	保護継電器	指示計器等	表示装置	低圧開閉器	低圧遮断器	低圧配線	接地装置	その他機器	構造物等	その他	
結果																								

点検箇所	負荷設備					非常用予備発電装置						蓄電池設備			
	機器	配線	開閉器・遮断器	接地装置	その他	原動機	発電機	始動用設備	制御装置等	接地装置	構造物等	蓄電池	充電装置	接地装置	構造物等
結果															

取引電力量計指示記録

（　　）	計量確定日	日	最大電力(kW)		力率(%)	
（　　）	計量確定日	日	最大電力(kW)		力率(%)	

受電盤等の測定記録

設備	電圧(V)			電流(A)		
	R－S	S－T	T－R	R	S	T

●受電設備

変圧器の測定記録

設備	容量(kVA)×台数	2次定格電流(A)	用途	2次電圧(V)			2次電流(A)			デマンド電流(A)	漏れ電流(mA)
				R－S	S－T	T－R	R	S	T		

●非常用予備ディーゼル発電設備

非常用予備発電装置点検記録

起動試験	電圧(V)	燃料残(%)	潤滑油・油圧	冷却水	周波数	運転時間累計(h)	判定

起動用蓄電池点検記録

型式	浮動充電電圧(V)	蓄電池電圧(V)	液面・比重	触媒栓有効期限	蓄電池取替推奨時期	判定

●蓄電池設備

蓄電池設備点検記録

型式	浮動充電電圧 (V)	蓄電池電圧 (V)	液面・比重	触媒栓 有効期限	蓄電池取替 推奨時期	判定

点検結果記事

保安業務担当者

年　月　日

電気工作物の試験結果記録書
＜年次点検（停電）/需要設備＞

様

一般財団法人　北海道電気保安協会
滝川事業所
TEL　0125-22-2050
FAX　0125-23-6132

貴事業場の電気工作物の試験および点検を実施しましたところ、次のとおりの試験結果でありましたので、ご報告いたします。

お客さま番号			お立会者				
事業場名称							
点検年月日	年　月　日（　）		点検時間	時　分～　時　分		天候	
需要設備容量	kVA	受電電圧	V	予備発総容量		定格電圧	
作業責任者			作業者				

記事

保安業務担当者

受電設備の測定試験記録

＜キュービクル＞

高圧配線絶縁抵抗測定

実施年月日　　年　月　日

測定対象	測定値(MΩ)								判定
	一括-E	ｼｰｽ-E	R-E	S-E	T-E	R-S	S-T	T-R	
		－	－	－	－	－	－	－	
		－	－	－	－	－	－	－	
		－	－	－	－	－	－	－	

接地抵抗測定記録

実施年月日　　年　月　日

測定対象	種別	規定値(Ω)以下	測定値(Ω)	判定
	種			
	種			
	種			

地絡方向継電器試験

実施年月日　　年　月　日

回路名			連動・表示	総合判定
構内区分開閉器用				
試験条件	*1	Vo		
	*2	Io		
	*3	Io		
	*4	Io位相		

動作電流試験（試験条件：*1, *4）								
整定値(A)	整定値	－	－	－	－	－	－	判定
	動作値	－	－	－	－	－	－	

動作電圧試験（試験条件：*2, *4）			
整定値(%)	動作値(V)	復帰値(V)	判定
	－	－	－

位相特性試験（試験条件：*1, *3）		
位相角(度)		判定
遅れ	進み	
－	－	－

動作時間試験（試験条件：*1, *4）			
整定値(秒)	130%(秒)	400%(秒)	判定
	－	－	－

テストボタン
－

蓄勢試験
－

過電流継電器試験

実施年月日　　年　月　日

回路名	連動・表示	総合判定

最小動作電流試験			
相	整定値(A)	動作値(A)	判定
R		–	
T	–	–	

瞬時要素試験				
相	整定値(A)	動作値(A)	動作時間(秒)	判定
R		–	–	
T	–	–	–	

動作時間試験（整定値レバー）						
相	整定値(ﾚﾊﾞｰ)	200%(秒)	300%(秒)	500%(秒)	700%(秒)	判定
R		–	–	–	–	–
T	–	–	–	–	–	–

動作時間試験（管理値レバー）						
相	整定値(ﾚﾊﾞｰ)	200%(秒)	300%(秒)	500%(秒)	700%(秒)	判定
R	–	–	–	–	–	
T	–	–	–	–	–	

＜非常用予備ディーゼル発電設備＞

接地抵抗測定記録

実施年月日　　年　月　日

測定対象	種別	規定値(Ω)以下	測定値(Ω)	判定
	種			

発電設備の測定試験記録

＜非常用予備ディーゼル発電設備＞

発電設備絶縁抵抗測定

実施年月日　　年　月　日

測定対象	回路電圧(V)	測定値(MΩ)							判定
		一括-E	R-E	S-E	T-E	R-S	S-T	T-R	
			-	-	-	-	-	-	

始動・停止試験

実施年月日　　年　月　日

試験回数	蓄電池電圧(V)			判定
	前	後	降下分	
-	-	-	-	-

シーケンス試験

実施年月日　　年　月　日

自動起動	停電	→	機関始動	→	電圧確立	→	電源切替	判定
	秒		秒		秒		秒	
自動停止	復電	→	機関停止	→	電源切替	→	機関復帰	判定
	秒		秒		秒		秒	

警報装置試験

実施年月日　　年　月　日

装置	判定
停止警報装置	-
異常警報装置	-

保護装置試験

実施年月日　　年　月　日

保護装置	整定値	動作値	警報	遮断器開放	機関停止	判定
潤滑油圧力低下						
冷却水温度上昇						
起動渋滞						
過電流						

負荷設備の測定試験記録

低圧絶縁抵抗測定

実施年月日　　年　月　日

低圧配線・機器絶縁抵抗測定

実施年月日　　年　月　日

測定対象	回路電圧(V)	測定値(MΩ)							判定
		一括-E	R-E	S-E	T-E	R-S	S-T	T-R	
			-	-	-	-	-	-	
			-	-	-	-	-	-	

使用測定器・試験器一覧表

測定試験名	測定器名称	型式	製造者	製造番号	校正試験日

消防用設備等検査実施要領

1　契約対象設備の所在地及び名称

（1）　所在地　　砂川市北光４０１番地の１及び砂川市北光４９６番地の２５

（2）　名　称　　北海道子どもの国・ネイパル砂川施設内消防用設備

2　契約対象設備は、別表のとおりとする。

3　契約期間　　令和　年　月　日～令和　年　月　日

4　点検実施月　　月　総合点検　　月　機器点検

5　業務内容

（1）　設備の機能保全のため、定期的に専門の技術員を派遣して点検する。

（2）　点検の技術基準は、昭和５０年１０月１６日消防庁告示第１４号「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」及び別に定める「防火戸点検票」によるものとする。

（3）　点検を完了したときは、消防用設備等点検結果報告書（以下「点検報告書」という。）を作成し提出するものとする。

（4）　前項の点検報告書の様式は、平成１６年５月３１日消防庁告示第９号によるものとし、点検報告書に添付する点検票は、昭和５０年１０月１６日消防庁告示第１４号によるものとする。

（5）　前項の点検の結果、設備の不備不調と認められる事項については速やかに報告または軽微なものについては処置する。

6　その他

実施要領に定めの無い事項は、協議の上決定する。

※本件業務は当財団の規定により契約書類を徴しておりません

防火戸点検票（その２）

回路No.	回路名称	感知器	防火戸	防火ダンパー					判定	措置内容

防火戸点検票（その1）

点検項目		点検結果			措置内容
		種別容量等の内容	判定	不良内容	
内蔵型非常電源・予備電源	外形				
	表示				
	端子電圧				
受信機	周囲の状況				
	外形				
	警戒区域の表示				
	電圧計				
	スイッチ類				
	ヒューズ類				
	音響装置				
	作動状況				
感知器	外形				
	機能障害				
	作動状況				
防火戸	外形				
	温度ヒューズ				
	作動状況				
防火ダンパー	外形				
	温度ヒューズ				
	風洞				
	作動状況				
防火シャッター	外形				
	作動状況				
垂れ壁	外形				
	作動状況				
排煙口	外形				
	作動状況				
非常錠	外形				
	作動状況				
常用電源	開閉器の表示				
	開閉器（遮断器）				
空調・ボイラー設備 その他連動停止設備					

対象設備　（ネイパル砂川）

	検査対象物	機能点検	総合点検
消火器			
	２６本	○	○
屋内消火栓設備	ポンプ　TS－１００５×３５－M１１ （電動機　ED７０－NNRW　） （加圧送水装置 100A×710L/min×54m×11kw）	○	○
	制御装置　壁掛型	○	○
	起動装置　直接操作　１台　遠隔操作　５台	○	○
	呼水装置　１３５Ｌ	○	○
	配管　バルブ・ろ過装置・逃し配管　一式	○	○
自動火災報知設備	予備非常電源（Ni－CdDC24V）　蓄電池設備一式	○	○
	受信機　Ｐ型１級　１６／２０回線	○	○
	発信機　Ｐ型１級　５個	○	○
	音響装置　ＤＣ２４Ｖ　１５０φ　６個	○	○
	感知器　熱感知器　スポット型（差動式２種）１０３個	○	○
	〃　〃　（定温式１種）　１６個	○	○
	〃　分布型　（空気管式２種）　４個	○	○
	煙感知器　スポット型（イオン化式２種）　７個	○	○
	配線点検　絶縁測定　一式		○
非常警報設備	非常電源　内蔵型（Ｎｉ－ＣｄＤＣ２４Ｖ）	○	○
	起動装置　押ボタン	○	○
	増幅器　ＡＣ１００Ｖ　一式	○	○
	スピーカー　壁掛型　４６個	○	○
	配線点検　絶縁測定　一式		○
避難器具	避難はしご	○	○
誘導灯	避難口誘導灯　大型１個　中型６個　小型５個	○	○
	通路誘導灯　中型８個	○	○
自家発電機	原動機　NTAKL－SEK　１８KVA	○	○
	発動機　２T９０Ｌ	○	○
	蓄電池　HS－１２０－６E　キュービクル式	○	○
	充電装置　NRF－１８０R	○	○
防排煙設備	予備電源　内蔵型（Ｎｉ－ＣｄＤＣ２４Ｖ）		○
	連動制御盤　５／６　ＤＣ２８Ｖ		○
	自動起動装置　感知器　光電式　６個		○
	防火戸　４個		○
	防火ダンパー　３個		○

対象設備　（子どもの国）

	検査対象物	機能点検	総合点検（消火器、誘導灯、標識は機能点検）
消火器	公園管理棟　9本	○	○
	ピラミッド　2本	○	○
	キャンプ場　3本	○	○
自動火災報知設備	予備非常電源（Ni－CdDC24V）　蓄電池設備一式	○	○
	受信機　P型2級　4／5回線	○	○
	発信機　P型2級　2個	○	○
	標識　表示灯　2個	○	○
	音響装置　DC24V　150φ　3個	○	○
	感知器		
	感知器　スポット型感知器（差動式）　21個	○	○
	〃　（定温式）　7個	○	○
	煙感知器　光電式　3個	○	○
	配線点検　絶縁測定　一式		○
漏電火災警報機	受信機	○	○
	変流器	○	○
	音響装置	○	○
	〃音量測定		○
	配線　絶縁測定		○
非常警報設備	予備非常電源（Ni－CdDC24V）　蓄電池設備　一式	○	○
	放送設備		
	起動装置（押ボタン等）　1個	○	○
	増幅器		
	増幅器出力　140W	○	○
	スピーカー回線　4／5回線	○	○
	スピーカー　12個	○	○
	配線点検　絶縁測定　一式		○
避難はしご　1台		○	○
誘導灯・誘導標識			
誘導灯（管理棟）	7個	○	○
誘導標識（ピラミッド内）	2枚	○	○

専用水道水質検査業務委託契約書

一般財団法人北海道子どもの国協会(以下「甲」という。)と　　(以下「乙」という。)とは、水道法第20条第1項における水質検査業務の委託について、次のとおり契約する。

(委託業務)
第1条　甲は、北海道子どもの国専用水道にかかる専用水道水質検査業務(以下「委託業務」という。)を乙に委託し、乙はこれを受託する。

(処理の方法)
第2条　乙は、別紙の専用水道水質検査業務実施要領(以下「要領」という。)により委託業務を誠実に履行しなければならない。

(委託料)
第3条　甲は、委託業務に対する委託料として金　　円(うち消費税及び地方消費税の額(以下「消費税等」という。)金　　円を乙の業務実績に応じて支払うものとし、その内訳は別紙のとおりとする。
2　甲は、乙に対し前項各号の試験以外に臨時の水質検査を依頼することができるものとし、その場合、甲は別途手数料を乙に支払うものとする。

(採水及び検体の乙への搬入)
第4条　検査に係る採水は原則として乙が実施するものとする。ただし、甲が採水し乙の指定する第三者機関による検体の搬入を行うこともできることとする。なお、第三者機関による搬入に係る運賃等は乙の負担とする。

(委託期間)
第5条　委託期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(契約保証金)
第6条　契約保証金は、免除する。

(再委託等の禁止)
第7条　乙は、第4条ただし書きによる検体の搬入に係る業務以外の委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、請負わせてはならない。

(業務担当員)
第8条　甲は、委託業務の処理について必要な連絡指導に当たる業務担当員及びその不在の場合の代務者を定め、乙に通知するものとする。業務担当員又は代務者を変更した場合も、同様とする。

(業務処理責任者等)
第9条　乙は、委託業務の処理について、業務処理責任者及び検査等担当技術者を定め項に通知するものとする。業務処理責任者又は検査等担当技術者を変更した場合も、同様とする。
2　前項の業務処理責任者と検査等担当技術者とは、これを兼ねることができるものとする。

(分析結果の報告)
第10条　乙は、甲から委託業務について必要な報告を求められたときは、速やかにこれを行うとともに、分析結果を提出するものとする。
(所有権の移転)
第11条　分析結果の所有権は、前条の報告を完了した時、甲に移転するものとする。

（委託料の請求及び支払い）
第12条　乙は、第10条の規定により報告を完了後、甲に対し委託料の支払の請求を行うものとする。
2　甲は、前項の規定による適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。
3　甲は、その責めに帰すべき理由により前項の委託料の支払が遅れたときは、当該未払金額につきその遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を支払わなければならない。
4　委託料の支払場所は、一般財団法人北海道子どもの国協会出納員の勤務の場所とする。

（契約の解除）
第13条　甲は、乙が次の各号の一つに該当したときは、この契約を解除することができる。
(1)　その責めに帰すべき理由により、履行期限までに委託業務を履行しなかったとき、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
(2)　委託業務の処理が著しく不適当であると明らかに認められるとき。
(3)　その他その責めに帰すべき理由により、この契約に違反したとき。
2　甲は、甲と北海道とが北海道公の施設に係る指定の手続等に関する条例（平成16年北海道条例第89号）に基づく「北海道子どもの国・北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル砂川の管理に関する協定」を解除された場合は、この契約を解除できる。
3　甲は、第1項各号に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、甲は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、乙に、通知しなければならない。
4　前項の規定による解除が月の中途で行われるときは、甲は、当該月における委託料を業務実績に応じ、乙に支払うものとする。
5　乙は、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、乙は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、甲に通知しなければならない。

（甲の契約解除権）
第14条　甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。
(1)　乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第48条第4項、第49条第2項、第53条の3、第54条又は第54条の2第1項に規定する審決（同法第54条第3項による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。）を受け、かつ、該当審決の取消しの訴えを独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。
(2)　乙が、独占禁止法第48条の2第1項の規定により課徴金の納付を命じられ、かつ、同条第5項に規定する期間内に同項の審判手続きの開始を請求しなかったとき。
(3)　乙が独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
(4)　乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は第198条に規定する刑が確定したとき。
(5)　乙が次のいずれかに該当するとき。
ア　役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。
エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合（力に該当する場合を除く。）に、甲が受託者に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（賠償金）
第15条 第13条第1項の規定により契約を解除されたときは、乙は、第3条に規定する委託料総額の10分の1に相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。
2 乙は第13条第2項の規定により契約を解除された場合に生ずる一切の損害の賠償を請求しないものとする。
3 第13条第3項又は同条第5項の規定により契約を解除した場合において、契約の相手方に損害を与えたときは、甲又は乙は、その損害を賠償しなければならない。
4 甲又は乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し契約の相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
5 前2項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。
6 委託業務に関し第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

（不正行為に伴う賠償金）
第16条 乙は、この契約に関して、第14条各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として第3条に規定する委託料総額の10分の1に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第14条第1号から第3号までに掲げる場合において、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りではない。
2 甲は、実際に生じた損害の額が前項の委託料総額の10分の1に相当する額を超えるときは、乙に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。
3 前2項の規定は、この契約期間の終了後においても適用があるものとする。

（秘密の保持）
第17条 乙及びその使用する者は、委託業務の処理に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
2 乙及びその使用するものは、委託業務の処理により得た結果を甲の承認を受けないで公表してはならない。

（管轄裁判所）
第18条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

（契約に定めのない事項）
第19条 この契約において定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、契約書を作成し、甲が保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　一般財団法人 北海道子どもの国協会
理事長　善　岡　雅　文

乙

別紙

委託料業務別内訳

(円)

区　　分	単位	数量	単 価	金額
9項目検査	回	5		
11項目検査	〃	3		
25項目検査	〃	3		
48項目検査	〃	1		
計				

※金額には消費税及び地方消費税相当額を含んでおりません。

専用水道水質検査業務実施要領

1　定期検査

水道法第２０条第１項の規定に基づき実施する定期の水質検査であり、同法施行規則第１５条第１項第３号の規定に基づき、実施する検査項目及びその回数等は次のとおりとする。

なお、検査方法については平成 15 年厚生労働省告示第 261 号に規定する検査方法とする。

(1)　検査の種類

検査の種類は９項目検査、１１項目検査、２５項目検査、４８項目検査の４種類とする。

(2)　検査項目、回数及び実施月等

種類毎の検査項目、回数及び実施月は別紙のとおりとする。

(3)　採水場所

採水場所は北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル砂川厨房内の給水栓とし、採水日については業務担当員と協議の上それぞれ定めるものとする。

(4)　採水の方法

採水は、必要な事前処理等を実施済みである乙の通常使用する容器を用い、原則として乙の職員が採水を行うものとする。ただし、水道法に規定する採水から検査までの制限時間を順守できると認められる場合に限り、乙の容器を用いて甲の職員による採水も行うことができるものとする。

(5)　試料の運搬

資料の運搬に当たっては、原則として、乙の職員が乙の検査場まで運搬するものとする。ただし、甲の職員による採水を行うとした場合は、乙の職員が甲の事業所において試料を引き取り乙の検査場へ運搬するか、又は、第三者へ運搬を全て委託するかを乙が選択できるものとする。

なお、試料の運搬に係る費用は乙の負担とする。

2　臨時検査

甲は、次の事項に該当するときは、乙に対し臨時の水質検査を依頼するができる。

(1)　定期検査の結果が、法令等で定める基準に満たない判定結果であることが判明したとき。

(2)　甲の所在地を管轄する保健所長から再検査又は臨時の検査を行うよう指導があったとき。

(3)　その他甲が必要と認めたとき。

3　水質試験（検査）の結果報告

乙は、定期及び臨時の水質検査を行ったときは、検査結果判明後遅滞なくその試験成績書（別記様式に準じた様式）により、甲へその結果を報告しなければならない。

4　その他

この要領に定めのない事項は、必要に応じ甲乙協議の上定めるものとする。

別記様式

浄水水質検査結果書

<table>
<tr><td>採水年月日</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>採水地点</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>採水者</td><td colspan="3">（所　属）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">気温
水温
一般細菌
大腸菌
・
・
・
・
・
・
・
・
・
（検査項目を記載）</td><td rowspan="3">（検査結果を記載）</td><td>（検査項目を記載）
・
・
・
・
・
・
・
・
・</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">判定</td><td></td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td>検査期日</td><td colspan="3">年　月　日　～　年　月　日</td></tr>
<tr><td>検査機関</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>検査責任者</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

（注）１　上記に記載した項目以外の記載を省略した項目に係る水質検査結果についても記載すること。

２　定量試験（検査）を実施した項目については、必ず数値で記入し、検出限界を下回る場合は、検出限界を数値で示し、「○○未満」又は「＜○○」と表示すること。

３　判定欄には、「上記水質項目については、水質基準に適合」あるいは「○○については、水質基準に不適合」と記入すること。

４　検査報告書には、検量線のクロマトグラム並びに濃度計算書を含めること。

別紙

専用水道水質検査実施要領

No	検査項目＼月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	一般細菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
2	大腸菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
4	水銀及びその化合物					●							
5	セレン及びその化合物					●							
7	ヒ素及びその化合物					●							
9	亜硝酸態窒素					●							
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		●			●			●			●	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素					●							
12	フッ素及びその化合物					●							
13	ホウ素及びその化合物					●							
15	1・4―ジオキサン					●							
16	シス―1,2―ジクロロエチレン及びトランス―1,2―ジクロロエチレン					●							
17	ジクロロメタン					●							
18	テトラクロロエチレン					●							
19	トリクロロエチレン					●							
20	ペルフルオロ(オクタン―1―スルホン酸)及びペルフルオロオクタン酸		●			●			●			●	
21	ベンゼン					●							
22	塩素酸		●			●			●			●	
23	クロロ酢酸		●			●			●			●	
24	クロロホルム		●			●			●			●	
25	ジクロロ酢酸		●			●			●			●	
26	ジブロモクロロメタン		●			●			●			●	
27	臭素酸		●			●			●			●	
28	総トリハロメタン		●			●			●			●	
29	トリクロロ酢酸		●			●			●			●	
30	ブロモジクロロメタン		●			●			●			●	
31	ブロモホルム		●			●			●			●	
32	ホルムアルデヒド		●			●			●			●	
33	亜鉛及びその化合物					●							
34	アルミニウム及びその化合物		●			●			●			●	
35	鉄及びその化合物		●			●			●			●	
36	銅及びその化合物					●							
37	ナトリウム及びその化合物					●							
38	マンガン及びその化合物					●							
39	塩化物イオン	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)					●							
41	蒸発残留物		●			●			●			●	
42	陰イオン界面活性剤					●							
43	ジェオスミン			●	●	●	●						
44	2―メチルイソボルネオール			●	●	●	●						
45	非イオン界面活性剤					●							
46	フェノール類					●							
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
48	pH値	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
49	味	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
50	臭気	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
51	色度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
52	濁度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	検査項目数	9項目	25項目	11項目	11項目	48項目	11項目	9項目	25項目	9項目	9項目	25項目	9項目

※ Noは、水質基準に関する省令(平成26年厚生労働省令第15号)の表の上欄に掲げる番号であること。
記載のない検査項目については、過去の検査結果(実績)から検査を省略していること。

委 託 契 約 書

一般財団法人北海道子どもの国協会(以下「甲」という。)と 中央ビルメンテナンス株式会社 (以下「乙」という。)とは、業務の委託について次のとおり契約する。

(委託業務)

第1条 甲は、子どもの国機械警備業務(以下「委託業務」という。)の処理を乙に委託し、乙はこれを受託する。

(処理の方法)

第2条 乙は、別紙の子どもの国機械警備業務実施要領(以下「要領」という。)により委託業務を処理しなければならない。

2 乙は、前項の要領に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

(委託期間)

第3条 委託期間は、令和4(2022)年4月1日から令和9(2027)年3月31日までとする。

(委託料)

第4条 甲は、委託業務に対する委託料として 金 円(うち消費税及び地方消費税相当額 金 円)(月額及び年度毎の金額は別紙のとおり。)を乙に支払うものとする。

2 甲は、乙に対して毎月15日(当該日が銀行の休日である場合はその翌営業日)までに前月分の委託料を支払うものとする。

3 委託料の支払場所は、一般財団法人北海道子どもの国協会出納員の勤務の場所とする。

(契約保証金)

第5条 契約保証金は、免除する。

(権利義務の譲渡等)

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(再委託等の禁止)

第7条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

(業務担当員等)

第8条 甲は、乙の委託業務の処理について、必要な連絡指導に当たる業務担当員及びその不在の場合の代務者を定め、乙に通知するものとする。業務担当員又は代務者を変更した場合も、同様とする。

(業務処理責任者等)

第9条 乙は、委託業務の処理について業務処理責任者を定め、遅滞なく、甲に通知するものとする。業務処理責任者を変更した場合も同様とする。

2 乙は、委託業務の処理のため警備員を派遣するときは、次の各号の定める要件を具備した警備員を派遣するものとする。この場合において、警備員を1つの区域に2名以上を派遣する場合は、そのうち1名を主任者と定め、業務処理の責任体制を明確にするものとする。

(1) 成人の男子であること。

(2) 心身に著しい欠陥を有せず、警備業務を行う能力を有する者であること。

(3) 身元が確実で、素行が正しい者であること。
(4) 責任感を有し、かつ、公共施設の品位を損なうおそれのない者であること。
3 乙は、前項の規定により派遣すべき警備員及び主任者を定めたときは、遅滞なく甲に住所等詳細を通知しなければならない。警備員又は主任者に異動のあった場合も、同様とする。
4 乙は、警備員に常に清潔かつ端正な服装をさせるとともに、乙の発行する身分証明書を常時携行させなければならない。
5 乙は、委託業務に従事する警備員に関する諸法令上の一切の責任を負うものとする。

(業務処理責任者等の変更請求等)
第10条 甲は、業務処理責任者又は乙が派遣した警備員が、委託業務の処理上著しく不適当と認められるときは、その理由を付した書面により、乙に対し、その変更を請求することができる。
2 乙は、前項の請求があったときは、その日から10日以内に必要な措置を講じ、その結果を甲に通知しなければならない。

(警備機器の設置)
第11条 乙は、警備上必要と認められる防犯機器及びこれらに付随する一切の設備(以下「機器」という。)について、次のとおり設置するものとする。
(1) 機器等については、別添図面のとおり設置するものとし、乙の所有に属するものとする。
(2) 機器等の設置に要する費用は、乙の負担とする。
2 乙は、いたく期間が満了したとき又は契約が解除されたときは、速やかに機器等を取り外さなければならない。ただし、機器等の撤去に要する費用は、乙の負担とする。
3 委託業務を遂行する上で必要な機器等に係る保守及び点検等の費用は、乙の負担とする。
4 委託業務の処理に必要な器具及び消耗品は、乙の負担とする。

(報告義務)
第12条 乙は、毎月、前月分の業務実施結果を、甲の指定する書式により、速やかに甲又は業務担当員に報告しなければならない。
2 乙は、次の各号の掲げる事実が生じたときは、直ちに甲又は業務担当員と協議しなければならない。
(1) 要領で定める方法以外の方法により委託業務を処理する必要があると認められるとき。
(2) 委託業務に付随して処理する必要があると認められる業務が生じたとき。
(3) 委託業務の処理につき、重大な事故が生じたとき。
2 乙は、前項各号に掲げる事実の処理が緊急を要するものである場合にあっては、当該処理をした後、遅滞なく、甲又は業務担当員にその処理経過、結果等を報告するものとする。

(調査等)
第13条 甲は、委託業務の処理状況について、随時に、調査し、報告を求め、又は当該業務の処理につき適正な履行を求めることができる。

(契約の解除)
第14条 甲は、乙が次の各号のいずれか該当したときは、この契約を解除することができる。
(1) 委託業務の処理が著しく不適当であると明らかに認められるとき。
(2) 正当な理由なしに甲との協議に従わないとき。
(3) その他その責めに帰すべき理由により、この契約に違反したとき。
2 甲は、甲と北海道及び北海道教育委員会とが北海道公の施設に係る指定の手続等に関する条例(平成16年北海道条例第89号)に基づく「北海道子どもの国・北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル砂川の管理に関する協定」を締結することができない場合、又は同協定を締結後解除された場合は、この契約を解除できる。

3　甲は、第1項各号に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、甲は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、乙に通知しなければならない。
4　第2項又は前項の規定による解除が月の中途で行われるときは、甲は、当該月における委託料を業務実績に応じ、第4条の規定により、乙に支払うものとする。

第14条の2　甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。
(1)　乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第48条第4項、第49条第2項、第53条の3、第54条又は第54条の2第1項に規定する審決(同法第54条第3項による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。)を受け、かつ、該当審決の取消しの訴えを独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。
(2)　乙が、独占禁止法第48条の2第1項の規定により課徴金の納付を命じられ、かつ、同条第5項に規定する期間内に同項の審判手続きの開始を請求しなかったとき。
(3)　乙が独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
(4)　乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について、刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は第198条に規定する刑が確定したとき。

第15条　乙は、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、乙は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、甲に通知しなければならない。

(損害賠償)
第16条　第14条第1項の規定により契約が解除されたときは、乙は、委託料総額の100分の10に相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。
2　乙は、第14条第2項の規定により契約を解除された場合に生ずる一切の損害の賠償を請求できないものとする。
3　第14条第3項又は前条の規定により契約を解除した場合において、契約の相手方に損害を与えたときは、甲又は乙は、その損害を賠償しなければならない。
4　乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
5　前2項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。
6　乙は、委託業務の処理に関し第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

第16条の2　乙は、この契約に関して、第14条の2各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として委託料総額の10分の1に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第3号までに掲げる場合において、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りではない。
2　甲は、実際に生じた損害の額が前項の委託料総額の10分の1に相当する額を超えるときは、乙に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。
3　前2項の規定は、この契約の履行した後においても適用があるものとする。

(相殺)
第17条　甲は、乙に対して金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する委託料請求権その他の債権と相殺することができる。

（秘密の保持）
第18条　乙は、委託業務の処理に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
2　乙は、その使用する者が委託業務の処理に関し知り得た秘密を他に漏らさないようにしなければならない。

（管轄裁判所）
第19条　この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

（契約に定めのない事項）
第20条　この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、契約書を作成し、甲が保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　　一般財団法人　北海道子どもの国協会
理事長　善岡雅文

乙

代理人

別紙

月額及び年度毎の金額

年度	月	月　額	年　度　計
令和4年度 (2022年度)	4月分	金　　円	金　　円
	5月分～10月分	金　　円	
	11月分～3月分	金　　円	
令和5年度 (2023年度)	4月分	金　　円	金　　円
	5月分～10月分	金　　円	
	11月分～3月分	金　　円	
令和6年度 (2024年度)	4月分	金　　円	金　　円
	5月分～10月分	金　　円	
	11月分～3月分	金　　円	
令和7年度 (2025年度)	4月分	金　　円	金　　円
	5月分～10月分	金　　円	
	11月分～3月分	金　　円	
令和8年度 (2026年度)	4月分	金　　円	金　　円
	5月分～10月分	金　　円	
	11月分～3月分	金　　円	
計			金　　円

※　金額は、消費税及び地方消費税相当額を含みません。

子どもの国機械警備業務実施要領

この要領は、一般財団法人北海道子どもの国協会（以下「甲」という。）が発注し、
（以下「乙」という。）が請ける子どもの国機械警備業務の概要を示すものであるが、本書に記載されていない事項であっても、現場の状況により、業務上必要と認められる業務については、受託金額の範囲内で実施するものとする。

1 機械警備

(1) 警備場所

北海道子どもの国管理事務所　砂川市北光 401 番地の 1

(2) 警備方法

乙は、甲が指定する物件に警報機器を設置し、業務提供中、警報機器により感知される異状の有無を警備本部において自動的に表示する機械警備をなし、また当該機械設備の正常作動を本部において確認することができるシステムを設置するものをいう。

(3) 警備基準時間

① 4 月 1 日から 11 月 20 日頃まで
17 時 30 分から翌朝 8 時 45 分まで

② 11 月 20 日頃から翌年 3 月 31 日まで
8 時 45 分から翌朝 8 時 45 分までの終日

(4) 警備実施時間

前記警備基準時間内において、警備対象施設が無人の状態となり、甲からの警報装置警戒開始の信号を受けたときに警備を開始し、甲からの警報装置警戒解除の信号を受けたときに警備を終了する。

(5) 警報装置及び設置場所

① 警備に必要な警報装置の種類、数量及び設置場所については、概ね別紙1「子どもの国機械警備業務警報装置等配置図」のとおりとするが、乙は警報装置の種類、数量及び設置場所について増設が必要と認める場合は、甲の承認を受け増設することができる。この場合、増設に係る費用は甲の負担とする。

② 乙は、設置する警報装置の種類、数量、設置場所を決定した後は、「警報装置施工図」を作成し、速やかに、甲又は業務担当員に提出するものとする。警報装置の種類、数量及び設置場所を変更した場合も同様とする。

(6) 警備内容

① 火災、盗難及び損壊行為の拡大防止

警備対象施設に異常事態が発生したことを受信したときは、速やかに警備員を急行させ、異常事態拡大の防止にあたること。

② 事故確認時における通報及び連絡

異常事態発生時、警備対象施設に到着した警備員は異常事態を確認後、直ちに別紙の連絡系統図により連絡し指示を受けるほか、必要な体制を整えること。

(7) 警備開始時における取り扱い

① 甲における取り扱い

ア 甲の最終退庁者は、防犯その他の事故防止上必要な処置をなし、確認ランプで各種警報機器の正常な状態を確認するものとする。

イ 最終退庁者は、警報装置を警戒開始の状態にセットした後、一定時間内に退庁口を施錠し、退庁する。

② 乙における取り扱い

警備本部は、甲の最後の退庁者の警報装置の操作により自動的に表示される警戒開始の信号を確認し、警備を開始する。

(8) 警備終了時における取り扱い

① 甲における取り扱い

甲の最初の入庁者は、入庁後、一定時間内に警報装置を警戒解除の状態にセットする。

② 乙における取り扱い

警備本部は、甲の最初の入庁者の警報装置の操作により自動的に表示される警戒解除の信号を確認し、警備を終了する。

(9) 保険の加入

① 賠償責任保険

乙は、本警備業務実施中において、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えた場合に適用する保険に加入しなければならない。

② 盗難保険

乙は、本警備業務実施中において、警備対象施設内の甲が管理する現金及び什器・備品等の盗難事故があった場合に、乙の賠償の責任の如何に関わらず保険が適用される、次の最低条件を満たす所要の保険に加入しなければならない。

なお、この保険加入と同時に担保される特約があり、かつ、その特約を付帯することによる保険料に変更が無いものについては、その加入を妨げないものとする。

保険の目的	保険金額	免責金額
什器・備品	1,000,000 円	1 事故につき 5,000 円
現金	1,000,000 円	なし

(10) 報告書

契約書第 12 条第 1 項に規定する報告書については、別記第 1 号様式によるものとし、要領(6)－①により、乙の警備員が警備対象施設の点検を実施した場合は、別記第 2 号様式により、速やかに甲へ提出するものとする。

2 巡回警備

(1) 警備方法

乙は、甲が指定する経路、期間及び時間帯において、乙の警備員が乙の所有する車輌を運転し、施設等の巡回警備を行うものとする。

(2) 巡回経路

別紙2「巡回経路図」のとおりとする。

(3) 巡回警備期間

毎年 4 月 29 日から 10 月 31 日までの毎日

(4) 巡回警備実施時間及び回数

① 実施時間は、防犯上の効果を考慮し、17 時 30 分から翌朝 8 時 45 分までの間のうち、毎日変更する乙の任意の時間とする。

② 回数は、前記①で規定する時間帯のうち 3 回とする。

(6) 警備内容

① 門扉の施錠確認

乙は、甲が指定する門扉の開閉操作又は施錠の確認を行うこと。

② 施設等の異常の確認

乙は、別紙 2「巡回経路図」に示された施設の異常の有無を目視により確認すること。

(7) 報告書

毎日 3 回目の巡回終了後、別記第 3 号様式により、速やかに甲へ提出するものとする。

3 その他

この仕様書に定めのない事項は、必要に応じ、甲乙協議の上定めるものとする。

子どもの国機械警備業務警報装置等配置図

別紙1

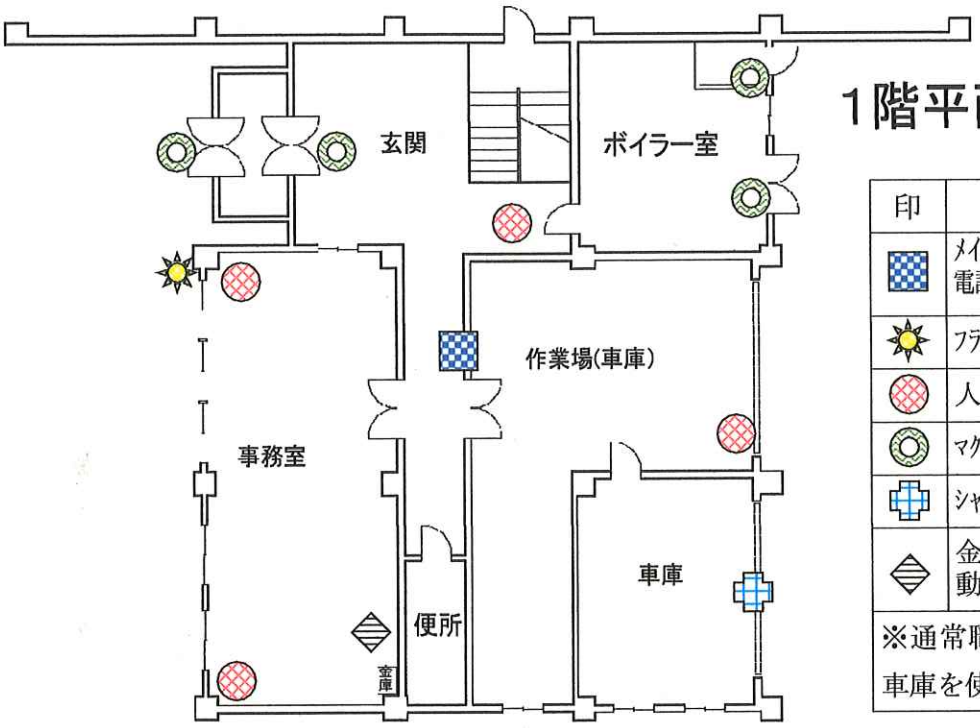

1階平面図

印	設置機器	数量	備考
	ﾒｲﾝｺﾝﾄﾛｰﾗｰﾕﾆｯﾄ 電話通報装置等含む	1	
	ﾌﾗｯｼｭﾗｲﾄ	1	
	人感センサー	4	
	ﾏｸﾞﾈｯﾄｾﾝｻｰ	4	
	ｼｬｯﾀｰｾﾝｻｰ	1	
	金庫ｾﾝｻｰ(含む振動ｾﾝｻｰ)	1	

※通常職員の出入は事務所裏側の車庫を使用していること。

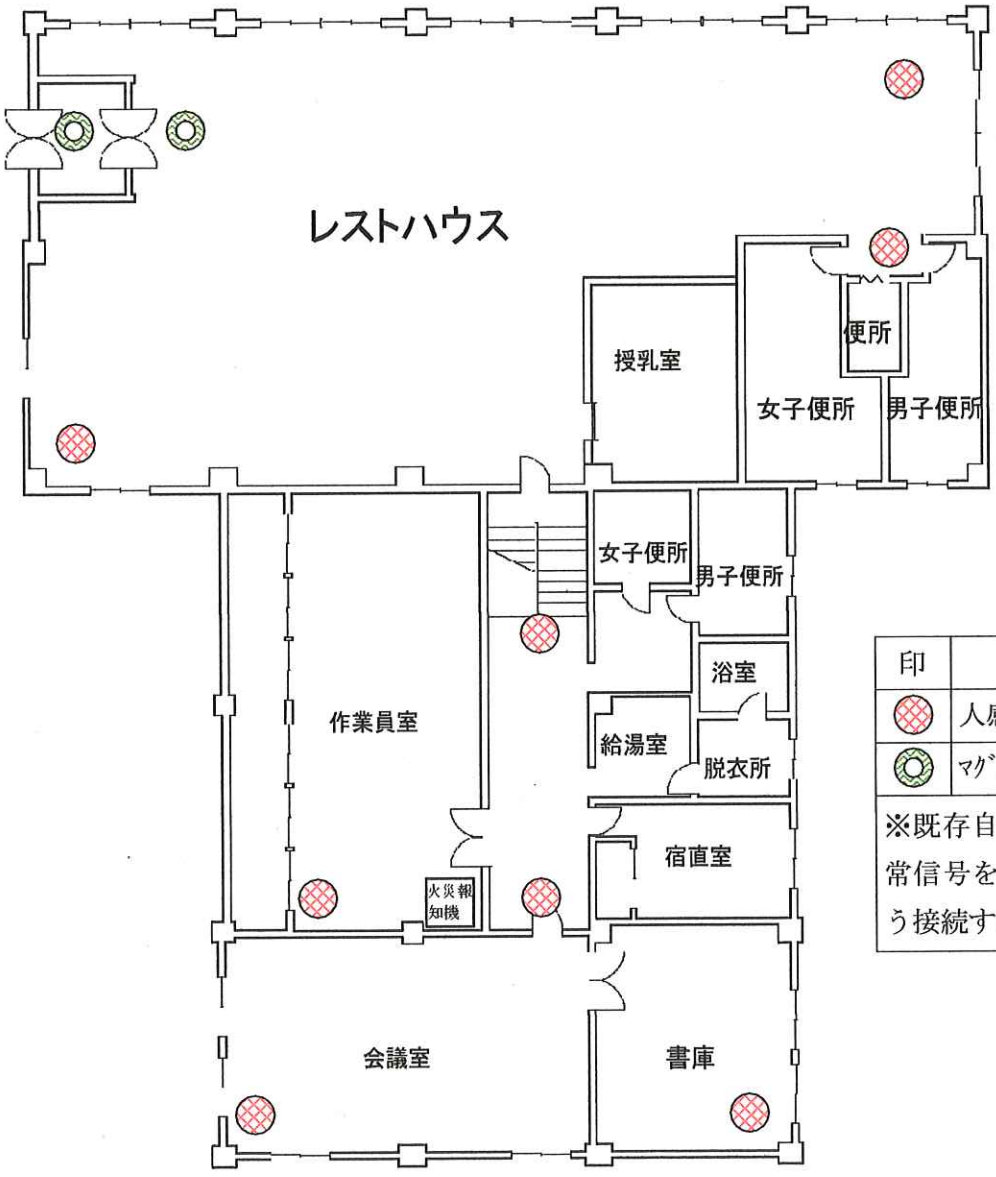

2階平面図

印	設置機器	数量	備考
	人感センサー	8	
	ﾏｸﾞﾈｯﾄｾﾝｻｰ	2	

※既存自動火災通報装置からの異常信号を電話回線で通報できるよう接続すること。